3　施行期日
　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（国土交通省）

1　子吉川水系子吉川鳥海ダムをその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムとして水源地域対策特別措置法第二条第二項に基づき指定することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災等に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和三年三月三一日まで延長することとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇死因究明等推進本部令（政令第七二号）（厚生労働省）

一　死因究明等推進本部令の制定関係
1　死因究明等推進本部長
　死因究明等推進本部長は、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括することとした。（第一条関係）
2　国務大臣以外の本部員の任期等
㈠　死因究明等推進基本法（以下「法」という。）第二三条第一項に規定する死因究明等推進本部員（以下この2において「本部員」という。）のうち、同条第二項第二号の本部員（国務大臣以外の者）の任期を二年とすることとし、補欠の本部員の任期について、前任者の残任期間とすることとした。（第二条第一項関係）
㈡　本部員は再任されることができることとした。（第二条第二項関係）
3　専門委員
　法第二四条第一項に規定する専門委員について、非常勤とすることとし、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとした。（第三条関係）
4　事務局の組織
㈠　本部の事務局に、参事官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置くこととした。（第四条第一項関係）
㈡　参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画することとした。（第四条第二項関係）
㈢　㈠及び㈡に定めるもののほか、本部の事務局の内部組織の細目は、厚生労働省令で定めることとした。（第四条第三項関係）
5　本部の運営
　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、死因究明等推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第五条関係）
二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係
　職員の退職管理に関する政令別表第一に定める厚生労働省に置かれる部局又は機関として、「死因究明等推進本部に置かれる事務局」を追加することとした。（附則第二項関係）
三　幹部職員の任用等に関する政令の一部改正関係
　幹部職員の任用等に関する政令第二条第一項各号に掲げる機関として、「厚生労働省死因究明等推進本部」を追加することとした。（附則第三項関係）
四　施行期日
　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（政令第七三号）（財務省・厚生労働省・農林水産省）

1　農林水産物・食品輸出本部の庶務は、農林水産省食料産業局輸出促進課において処理することとした。（第一条関係）
2　農林水産物・食品輸出本部の運営に関し必要な事項は、農林水産物・食品輸出本部長が本部に諮って定めることとした。（第二条関係）
3　輸出証明書の発行手数料の額は、申請一件につき八七〇円を超えない範囲内において輸出証明書の種類ごとに電子情報処理組織の使用の状況を勘案して主務省令で定める額とすることとした。（第三条関係）
4　適合施設の認定手数料の額は、申請一件につき二万九〇〇円を超えない範囲内において施設認定農林水産物等の種類ごとに主務省令で定める額とすることとした。（第四条関係）
5　登録認定機関の登録手数料の額は、申請一件につき一四万五、〇〇〇円を超えない範囲内において登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類ごとに主務省令で定める額とすることとした。（第五条関係）
6　登録認定機関の登録の更新手数料の額は、申請一件につき一一万三、五〇〇円を超えない範囲内において登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類ごとに主務省令で定める額とすることとした。（第七条関係）
7　登録認定機関の登録の有効期間は、四年とすることとした。（第六条関係）
8　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五七号）における主務大臣は、農林水産物又は食品の種類、輸出先国等を勘案して財務省令・厚生労働省令・農林水産省令で定める区分に応じ、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣とすることとした。（第八条関係）
9　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第七四号）（農林水産省）

1　大臣官房の再編
㈠　大臣官房に置く審議官を一人増員し、関係のある他の職を占める者をもって充てるものとすることとした。（第一二条関係）
㈡　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する総括事務を、文書課から地方課に移管することとした。（第一六条及び第二〇条関係）
2　食料産業局の再編
㈠　食文化・市場開拓課を海外市場開拓・食文化課に、輸出促進課を輸出先国規制対策課に改組することとした。（第三八条、第四一条及び第四二条関係）
㈡　農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整に関する総括事務、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関する事務等を、食文化・市場開拓課及び知的財産課から産業連携課に移管することとした。（第四三条及び第四四条関係）
㈢　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関する事務等を、食文化・市場開拓課から食品製造課に移管することとした。（第四七条関係）
3　施行期日
　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。